

様式第 1－7（日本工業規格 A 列 4 番）

平成 27 年 2 月 27 日

国 土 交 通 大 臣 殿

氏名又は名称 三次市地域公共交通会議
住 所 三次市十日市中 2-8-1
代表者氏名 会長 津森貴行

地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請書

平成 26 年 9 月 26 日付け国総支第 30 号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

平成 27 年 4 月 1 日

○ 変更箇所

南畑敷町循環（備北交通）の経路変更

○ 変更理由

利便性便性向上を図るため、市民ホールに立ち寄る。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

※「変更理由」は、事項ごとに具体的に記述すること。

平成２７～２９年度
生活交通ネットワーク計画
【変更】

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

平成22年3月に三次市地域公共交通総合連携計画を策定、この計画に基づき、利用が低迷していた市街地コミュニティバス「みよしウェーブ号」を地域住民、商工会議所、運行事業者及び学識経験者がメンバーとなる市街地循環バス活性化検討会議（三次市地域公共交通会議分科会）を設置し、協議・検討を重ね、半年間の実証運行を経て、平成23年4月1日から本格運行しています。

事前に愛称・ラッピング募集などのPRや無料体験乗車等を沿線の自治連合組織と一緒に取り組んだ結果、連携計画の目標値である利用者の倍増、1循環3.0人以上は達成できましたが、車両導入や燃料の高騰、人件費等の経常経費増大から採算は大きく下回っているのが現状です。中心市街地と言っても高齢者は多く、またこの路線は、三次駅前を基点としており、市周辺部からのJR線や路線バスを結節し、商業施設や医療機関が多く集まる市街地での買物・通院をサポートする機能を持ち合わせており、三次市民が引き続き「賑わいのある」、「暮らしやすい」、「安心できる」、「住んで良かった」と思えるまちづくりを推進するため、さらには日常生活を営む上で重要な役割を担っている社会的インフラです。この路線を確保・維持することは本市の公共交通体系を機能させる上で重要な位置づけをしています。

さらに、本市の中心市街地には、高度な医療サービスを提供する「市立三次中央病院」や、大規模商業施設などが位置しており、周辺7町の高齢者の中心市街地への通院・買物需要は高くなっています。

しかし、既存の地域内交通である三次市民バスでは、スクール便や保育所通所便も兼ねていることから、ダイヤ的に地域間交通である路線バスやJR線に結節が不可能であり、多くは家族等の送迎に頼っています。

特に市の北部地域である作木町では、町内及び隣接する布野町にもタクシーの営業所がなく利用する場合も、非常に時間がかかる状況にあり、また、距離も長く金銭的な負担が大きいことから、気軽にタクシーを利用できない状況になっています。

このような不具合を解消するため、平成19年11月～平成21年3月に作木町において中心市街地までのシャトルバス運行の社会実験（島根県中山間地域研究センター）が実施され、利用ニーズが高いことが確認されました。

このような状況からの脱却、地域間のサービスの不均衡解消をめざし、地域資源であるふるさとのまちづくりを掲げたNPO自らが新しい地域の移動サービスを提供できる仕組みを構築し、平成23年10月から運行を開始しています。

赤名線については、平成25年3月30日の松江道開通により、広島松江間、広島出雲間の高速バスが松江道に乗り換えとなり、島根県飯南町、三次市布野町域においては三次市への移動手段が減少しました。そこで赤名線について、これまで運休していた土日も運行するとともに、起終点を赤名から頓原まで延長し利便性の向上を図るものです。

下高野線は、平成25年3月30日に開通した松江道への乗り換えにより、庄原市高野町や口和町域から三次市街地への速達性が格段に向上することとなりました。沿線住民の利便性向上のため、平成26年4月からは4往復のうち3往復を松江道の口和インター、君田町、三次町を経由するルート、1往復については高野町から口和インター間を県道、口和インターから松江道経由するルートに経路を変更して運行しています。また日・祝日には、君田町、三次町を経由するルートについて2往復することで、利便性の確保をしています。

これら2つの路線は、島根県飯南町及び庄原市から本市中心市街地へ乗り入れる路線であり、広域圏から市立三次中央病院への通院や買物などの移動手段として必要不可欠な路線となります。また、三次駅や三次バスセンターでの乗り継ぎにより、さらに広域的な移動が可能となるものです。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

市街地循環バス「くるるん」については、引き続き、運行事業者、沿線地域の自治連合組織、商業関係者等と連携と密にし、1便（1循環）あたりの平均利用者数を増加させること。周辺部からの地域間交通を利用し、さらにこの路線に乗り換え、市街地での通院や買物などに利用されるよう、この路線の役割を高めます。平成25年10月から平成26年3月の平均が5.9人であることから、平成27年度から平成29年度の目標を6.0人以上とします。

この運行により、中心市街地における買い物などの外出支援、また三次駅や医療機関、公共施設等への移動支援が図られるものです。

項 目	目標の基礎となる数値	目標数値
1便（循環）あたりの平均利用者	5.9人（平成25年10月～平成26年3月）	6.0人以上

過疎地有償運送「さくぎニコニコ便」については、定期的な利用者の減少等により、平成25年10月から平成26年3月までに月平均利用者が22.2人と低迷しています。運行事業者や関係機関、行政などが連携し、新たな利用者の掘り起こしを行い、月平均利用者数の維持・増加をめざします。平成27年度から平成29年度の目標23人以上とします。

この運行により、三次市中心部へ移動する際の接続向上が図られるとともに、外出機会の提供、医療機関等への移動支援が図られるものです。

項 目	目標の基礎となる数値	目標数値
1月あたり利用者数	22.2人（平成25年10月～平成26年3月）	23人以上

赤名線、下高野線については、平成25年10月から平成26年3月における1便当たりの乗車人員を基礎とします。赤名線については当該期間中の1便当たりの乗車人員が4.9人であることから、平成27年度から平成29年度の目標を1便あたり5.0人以上とします。赤名線は前年の目標値を下回っているため、飯南町とも連携し利用促進に努めます。また、下高野線については2.8人であるため、平成27年度から平成29年度の目標を1便あたり3.0人以上とします。

これらの運行により、三次市中心部への移動が便利になり、通勤・通学、通院、買い物等の利用促進ができるものです。

【赤名線】

項 目	目標の基礎となる数値	目標数値
1便あたり利用者数	4.9人（平成25年10月～平成26年3月）	5.0人以上

【下高野線】

項 目	目標の基礎となる数値	目標数値
1便あたり利用者数	2.8人（平成25年10月～平成26年3月）	3.0人以上

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

1. 事業の目標

高齢化率の高い地域を運行するため、超低床車両を平成 25 年 10 月に導入した。

2. 事業の効果

超低床車両を導入することにより、高齢者等を含め、利用者の移動の負担を軽減することで、利用促進につなげる。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者

「地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表 6」及び「表 7」添付」

13. 該当せず

14. 交通会議の開催状況と主な議論

平成20年9月30日に道路運送法の規定に基づき、「三次市地域公共交通会議」を設置、平成21年3月6日、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に沿い、法定協議会機能を付加した組織になりました。

交通会議設置後は、平成21年度以降、年間3～4回の会議、これまで21回を実施し、再編対象事業毎のワーキング会議等も適宜、実施しています。具体的な開催状況及び協議内容は下記のとおりです。

○ 三次市地域公共交通会議開催状況

- H26.04.25 「連携計画更新について」等
- H26.06.27 「平成27～29年度生活交通ネットワーク計画」承認
- H26.08.28 「市民バスの経路変更について」等
- H26.10.16 「連携計画更新に向けた今後の取組について」等
- H26.12.19 「平成26年度確保維持改善事業の評価について」等
- H27.02.19 「平成27～29年度生活交通ネットワーク計画変更について」など



三次市地域公共交通会議

○ 市街地循環バス活性化検討会議開催状況

- H22.06.08 「導入計画（実証運行路線、スケジュール等）の協議・確認」
- H22.09.08 「路線愛称・車体デザイン、ルート修正の協議・確認」
- H23.01.26 「実証運行に係るアンケート・ヒアリング再編効果調査結果の報告・協議」「本格運行の決定」



市街地循環バス活性化検討会議

○ 作木町自家用有償旅客運送検討会議（ワーキング）開催状況

- H22.07.13 「NPO、作木町自治連合会、各地区連絡協議会との協議」
- H22.09.30 「ボランティア運転手候補者事業説明研修会 7名参加」
- H22.10.04 「NPO理事会事業説明会 理事長以下5名」
- H22.10.08 「過疎地有償運送先進地 倉吉市たかしろ地区視察」
- H22.12.06 「過疎地有償運送運転者認定講習受講 NPO10名」
- H23.06.08 「NPO理事長及び作木町自治連合会会長との最終調整（企画提案書案提示）」



ワーキング

○ 今後の三次市地域公共交通会議等の開催予定

- H27年度～29年度 年3回開催予定

15. 利用者等の意見の反映状況

市街地循環便「くるるん」については、平成 23 年 12 月にヒアリング調査（サンプル 85 人）を行っています。この調査による満足度では、約 9 割の方が「満足」と非常に高い割合となっています。その他、利用者の約 9 割が女性であることや昨年度の調査に比べ、60 代の利用割合が増加しているなどの結果が出ています。一方で、ルートやダイヤ等に関する不満なども寄せられております。

また、作木町で導入した過疎地有償運送「さくぎニコニコ便」については、平成 24 年 2 月に利用登録者を対象としたアンケート調査および運行事業者へのヒアリング調査を行っています。この調査による満足度では、「満足」が 57%、「不満」が 14%となっています。「不満」の項目では、「予約方法」「運行時間」「運行曜日」などがあげられています。この調査結果を受け、最も要望の多かった予約受付時間の変更を行いました。また運行開始後利用者がなかった往路①便を廃止し、効率化を図るとともに運行主体の負担軽減を図っています。今後は、あらたな利用者の獲得策として、高齢者サロンや特別養護老人ホーム等との連携などがあげられています。

両事業とも、引き続き地域、運行事業者及び交通会議を含む関係団体が連携し、利用促進を推進することの確認がなされています。

（利用状況・評価の把握予定）

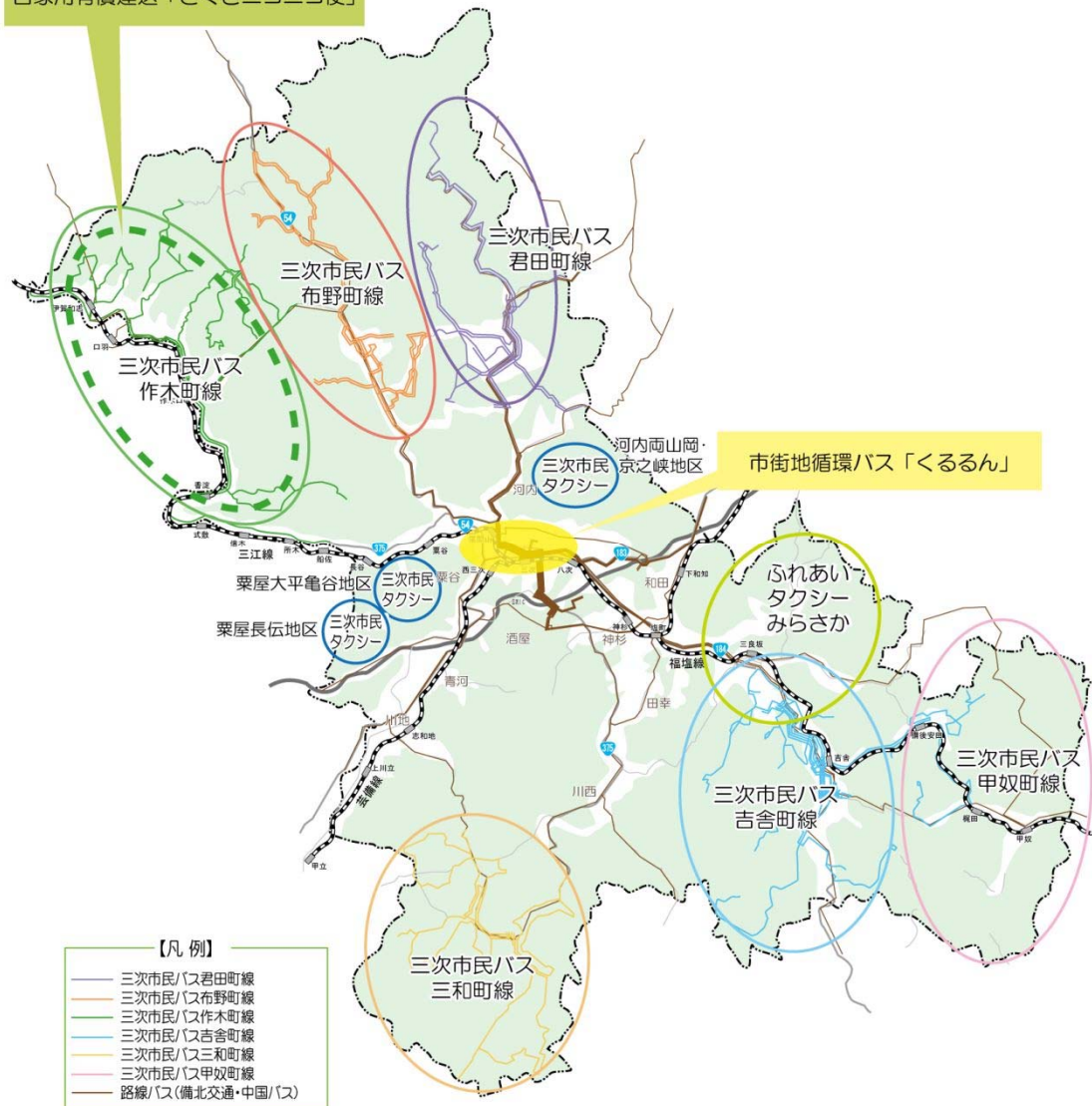
○ 過疎地有償運送 平成 27 年度利用者ヒアリング、運行事業者聞き取り等

16. 協議会メンバー構成（今後も構成員の変更はなし）

（敬称略）

三次市地域公共交通会議委員名簿		
構成区分	委 員	
(1) 三次市	三次市	副市長
	三次市地域振興部	部 長
(2) 一般旅客自動車運送事業者	備北交通株式会社	営業部長
	有限会社甲奴タクシー	代表取締役
	三次みどりタクシー株式会社	代表取締役
(3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄中国地方労働組合備北交通支部 書記長	
(4) 住民又は利用者の代表	東河内町	
	布野町	
	吉舎町	
	三次商工会議所	総務課長
	三次広域商工会	事務局長
(5) 国土交通省中国運輸局広島運輸局支局長又はその指名する者	三次市社会福祉協議会	事務局長
	中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官	
(6) 広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局地域力創造課 課 長	
(7) 道路管理者	三次市建設部	部 長
(8) 広島県警三次警察署長又はその指名する者	広島県三次警察署	交通課長
(9) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	米子工業高等専門学校	准教授

自家用有償運送「さくぎニコニコ便」



三次市交通体系図

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【27年度】

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹 線／地域 内ファイ ダーの別	幹 線 特 例 措 置	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
						乗合バス 型／デマン ド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	(1) 三次町循環	地域内 ファイダー		801.5 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通・三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ
	備北交通株式会社	(2) 南畑敷町循環①	地域内 ファイダー		973.0 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通・三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ
	備北交通株式会社	(2) 南畑敷町循環②	地域内 ファイダー		1,245.5 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通・三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ
	備北交通株式会社	(3) 赤名線	地域内 ファイダー		5,700.0 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通・三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ
広島県 (三次市) 島根県(飯南町)	備北交通株式会社	(4) 下高野線①	地域内 ファイダー		4,617.0 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通・三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ
	備北交通株式会社	(5) 下高野線②	地域内 ファイダー		799.0 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通・三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ
	NPO法人元氣むらさき	(6) 作木町上地区	地域内 ファイダー		244.5 千円	デマンド型	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通線作木線接続(上布野バス停)
広島県 (三次市)	NPO法人元氣むらさき	(7) 作木町中地区	地域内 ファイダー		402.0 千円	デマンド型	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通線作木線接続(上布野バス停)
	NPO法人元氣むらさき	(8) 作木町下地区	地域内 ファイダー		237.0 千円	デマンド型	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通線作木線接続(上布野バス停)
合 計					15,019千円			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【28年度】

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	幹 線 特 例 措 置	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス 型／デマン ド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	(1) 三次町循環	地域内 フィーダー		804.0 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通：三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 乗り継ぎに適したダイヤ	③
	備北交通株式会社	(2) 南畑敷町循環	地域内 フィーダー		2,477.5 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通：三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 乗り継ぎに適したダイヤ	③
	備北交通株式会社	(3) 赤名線	地域内 フィーダー		5,715.5 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通：三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 乗り継ぎに適したダイヤ	③
広島県 (三次市) (庄原市)	備北交通株式会社	(4) 下高野線①	地域内 フィーダー		4,639.5 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通：三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 乗り継ぎに適したダイヤ	③
	備北交通株式会社	(5) 下高野線②	地域内 フィーダー		802.0 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通：三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 乗り継ぎに適したダイヤ	③
広島県 (三次市)	NPO法人元氣むらさき	(6) 作木町上地区	地域内 フィーダー		250.0 千円	デマンド型	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(株)作木線接続(上布野バス停)	③
	NPO法人元氣むらさき	(7) 作木町中地区	地域内 フィーダー		410.0 千円	デマンド型	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(株)作木線接続(上布野バス停)	③
	NPO法人元氣むらさき	(8) 作木町下地区	地域内 フィーダー		242.0 千円	デマンド型	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(株)作木線接続(上布野バス停)	③
合 計					15,340千円				

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統につ
いては「2」を記載する。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【29年度】

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	幹 線 特 例 措 置	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス 型／デマン ド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	(1) 三次町循環	地域内 フィーダー		801.5 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通：三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 乗り継ぎに適したダイヤ	③
	備北交通株式会社	(2) 南畑敷町循環	地域内 フィーダー		2,471.0 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通：三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
	備北交通株式会社	(3) 赤名線	地域内 フィーダー		5,700.0 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通：三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
広島県 (三次市) (庄原市)	備北交通株式会社	(4) 下高野線①	地域内 フィーダー		4,621.5 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通：三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
	備北交通株式会社	(5) 下高野線②	地域内 フィーダー		802.0 千円	乗合バス型	① ②-(1)	(備北交通：三城線【補助幹線】、高速バスに 接続)三次バスセンター停留所 バス停相互利用 乗り継ぎに適したダイヤ	③
広島県 (三次市)	NPO法人元氣むらさき	(6) 作木町上地区	地域内 フィーダー		250.0 千円	デマンド型	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(株)作木線接続(上布野バス停)	③
	NPO法人元氣むらさき	(7) 作木町中地区	地域内 フィーダー		385.5 千円	デマンド型	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(株)作木線接続(上布野バス停)	③
	NPO法人元氣むらさき	(8) 作木町下地区	地域内 フィーダー		242.0 千円	デマンド型	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(株)作木線接続(上布野バス停)	③
合 計					15,273千円				

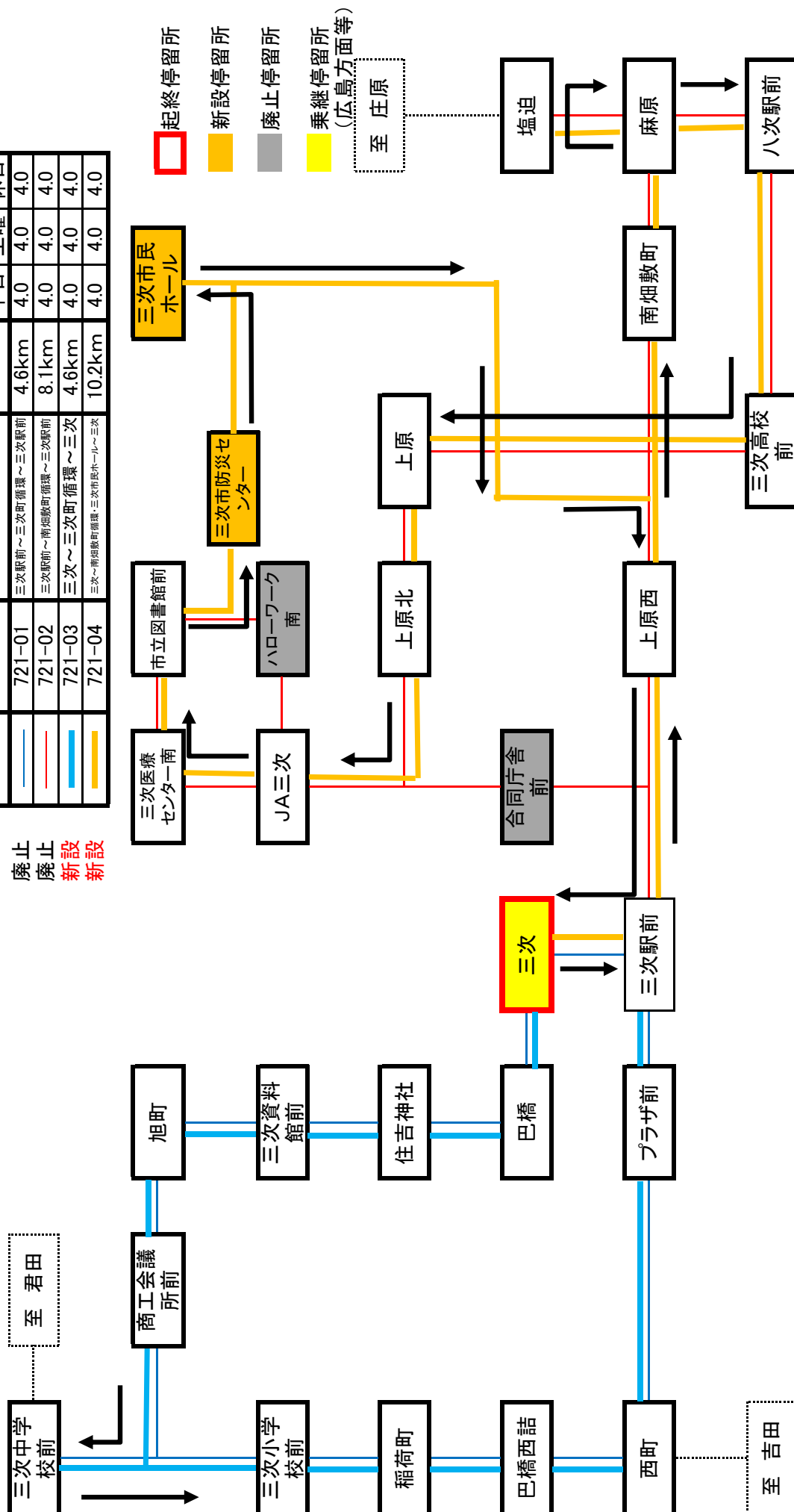
(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統につ
いては「2」を記載する。

運行系統図(くるるん)H27.4.1現在

系統番号	系統名	運行キロ	運行回数
721-01	三次駅前～三次町循環～三次駅前	4.6km	平日 4.0 土曜 4.0 休日 4.0
721-02	三次駅前～南畑駅前循環～三次駅前	8.1km	平日 4.0 土曜 4.0 休日 4.0
721-03	三次～三次町循環～三次	4.6km	平日 4.0 土曜 4.0 休日 4.0
721-04	三次～南畑駅前循環～三次市民ホール～三次	10.2km	平日 4.0 土曜 4.0 休日 4.0

廃止
廃止
新設
新設



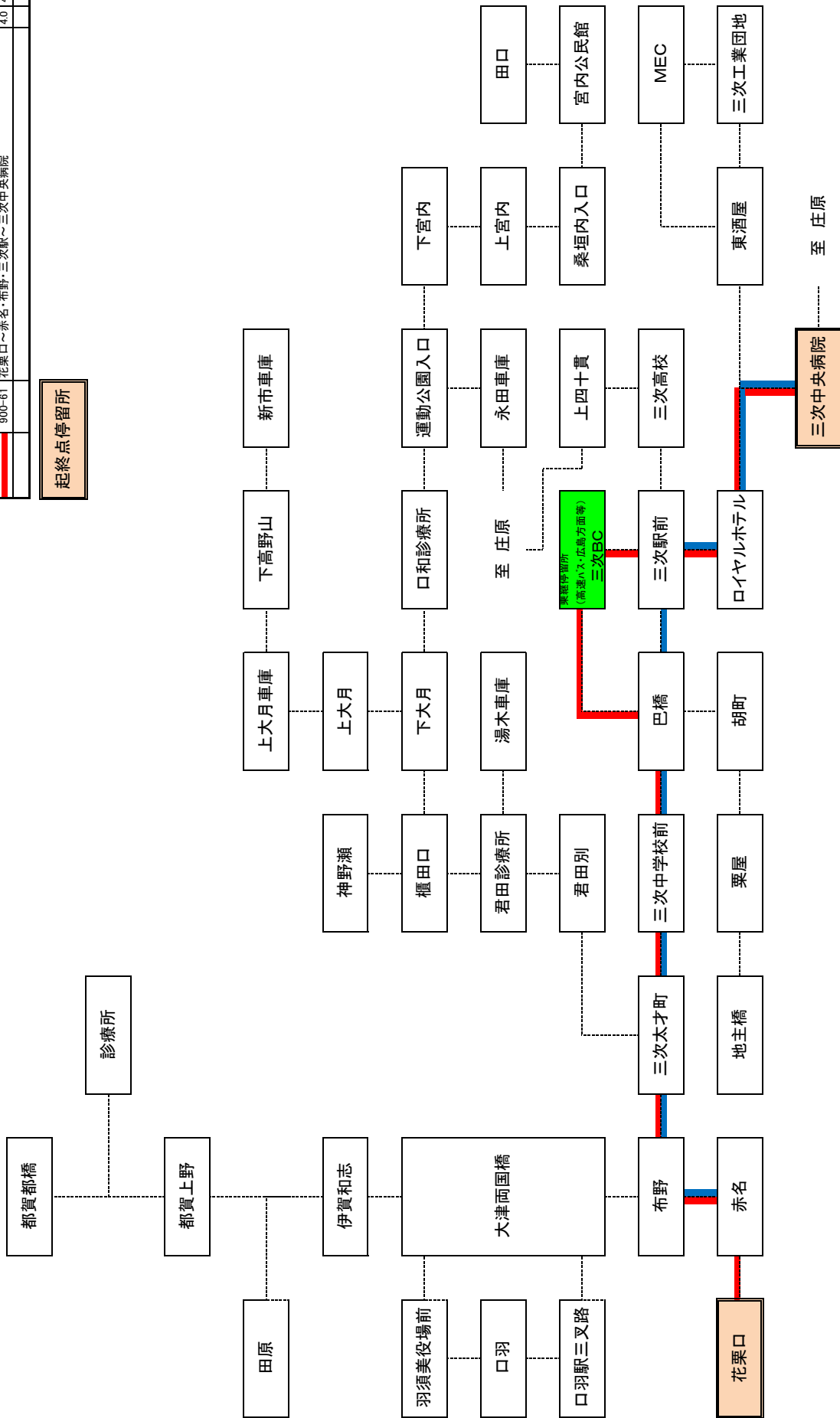
運 行 系 統 図 (赤名線)

別紙7

系統番号	系 統 名	運行回数	
		平日	土曜・日祝
900-51	赤名～布野・三次駅～三次中央病院	40	40
900-61	花栗口～赤名・布野・三次駅～三次中央病院	40	40
		-	-

終止
新設

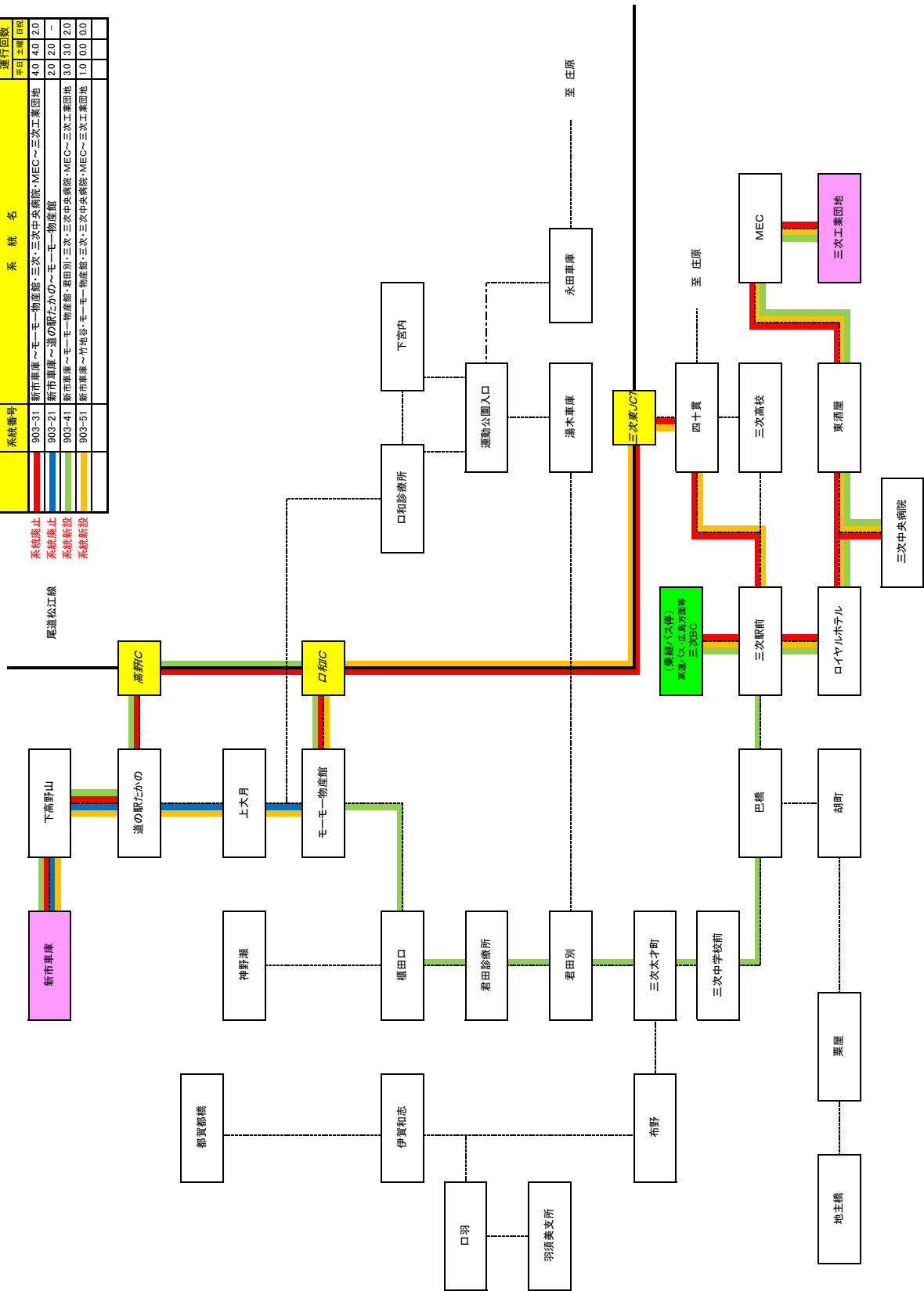
起終点停留所



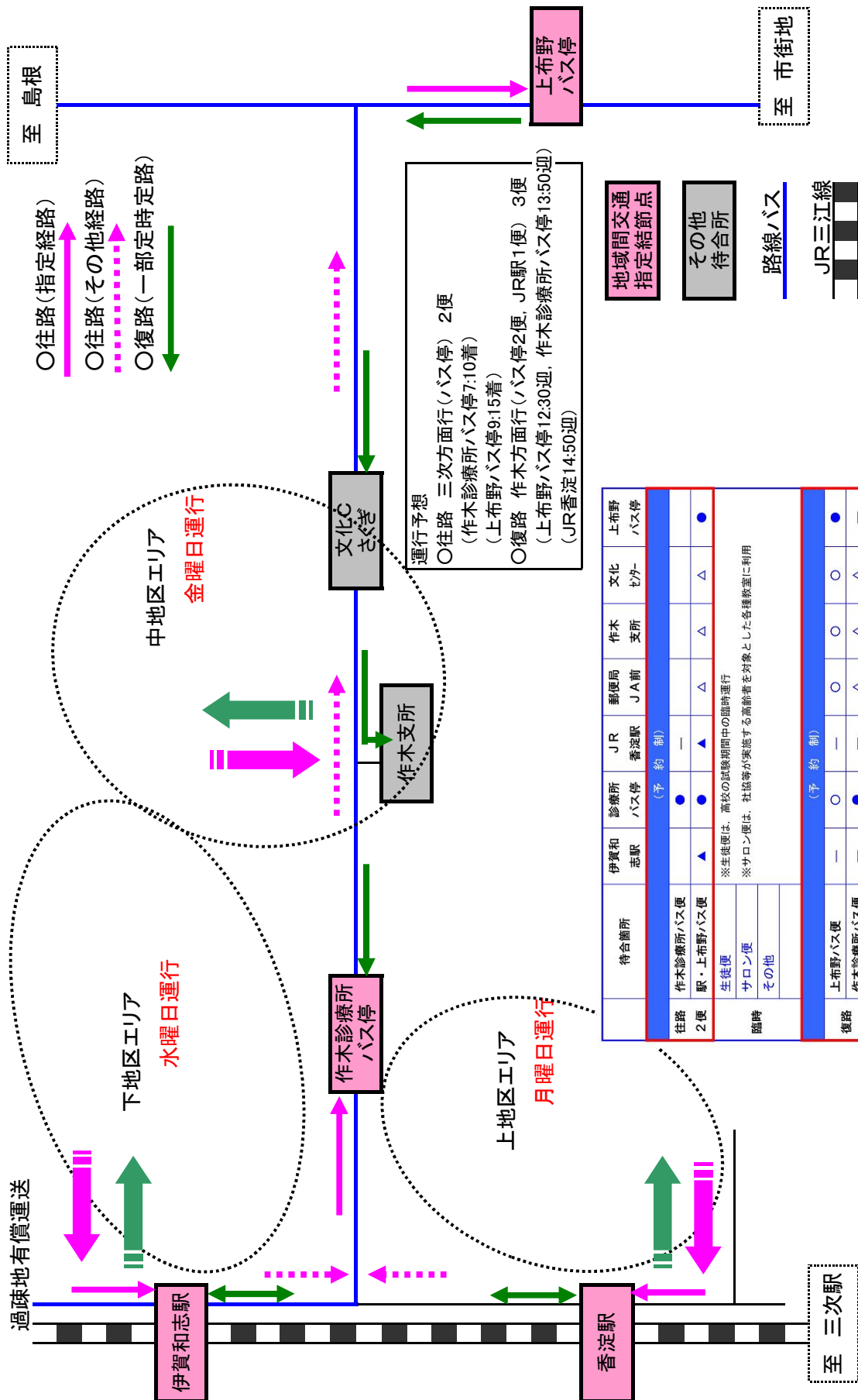
運行系統図 (下高野山線) H26.4.1

系統番号	系統名	運行回数 平日 土曜 日曜
903-31	新市車庫～モ一モ一物産館・三次・三次中央病院・MEC～三次工業団地	40 40 20
903-21	新市車庫～道の駅たかの～モ一モ一物産館	20 20 -
903-41	新市車庫～モ一モ一物産館・君田別・三次・三次中央病院・MEC～三次工業団地	30 30 20
903-51	新市車庫～竹地谷・モ一モ一物産館・三次・三次中央病院・MEC～三次工業団地	10 00 00

系統廃止
系統廃止
系統新設
系統新設



運行系統図



待合箇所	伊賀和志駅	診療所バス停	JR香淀駅	郵便局JA前	作木支所	文化セター	上布野バス停
往路 2便	▲	●	—				
復路 3便	—	●	▲	▲	▲	△	●
臨時	▲	●	▲	▲	▲	△	●

(予約制)

※生徒便は、高校の試験期間中の臨時運行
※サロン便は、社協等が実施する高齢者を対象とした各種教室に利用

待合箇所	伊賀和志駅	診療所バス停	JR香淀駅	郵便局JA前	作木支所	文化セター	上布野バス停
往路 2便	—	●	—				
復路 3便	—	●	—	▲	▲	△	●
臨時	▲	●	▲	▲	▲	△	●

(予約制)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	備北交通株式会社	平成27年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	689,981 千円	営業外収益	1,914 千円	経常収益(イ)	691,895 千円
	営業費用	960,941 千円	営業外費用	857 千円	経常費用(ロ)	961,799 千円
	営業損益	▲ 270,960 千円	営業外損益	1,056 千円	経常損益	▲ 269,903 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,244,404.2 km				経常収支率	71.93 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	709,473 千円	営業外収益	1,948 千円	経常収益(イ')	711,421 千円
	営業費用	945,675 千円	営業外費用	5,464 千円	経常費用(ロ')	951,139 千円
	営業損益	▲ 236,202 千円	営業外損益	▲ 3,515 千円	経常損益	▲ 239,717 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,116,534.1 km				経常収支率	74.79 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	691,531 千円	営業外収益	3,741 千円	経常収益(イ'')	695,272 千円
	営業費用	954,342 千円	営業外費用	2,492 千円	経常費用(ロ'')	956,835 千円
	営業損益	▲ 262,811 千円	営業外損益	1,249 千円	経常損益	▲ 261,562 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	4,085,476.4 km				経常収支率	72.66 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間ににおける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車定 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
山陽	234円.20銭	231円.05銭	226円.60銭	▲ 1.63%
	円 銭	円 銭	円 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	222円.92銭	337円.25銭	222円.92銭	163円.01銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル	ヌ	ル		
山陽	1	三次町 循環	三次	三次町 循環	三次	363 日	2,904.0 回	往 4.7km 復 0.0km	(平均) 4.7km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.000%	13,648.8km
	2	南畑敷 町循環 ①	三次 駅前	南畑敷 町循環	三次 駅前	180 日	1,440.0 回	往 8.1km 復 0.0km	8.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	11,664.0km
		南畑敷 町循環 ②	三次		三次	183 日	1,464.0 回	往 10.2km 復 0.0km	10.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	14,932.8km
	3	赤名線	花栗口	赤名・布 野・三次 駅	三次 中央 病院	363 日	1,452.0 回	往 48.2km 復 48.1km	48.1km	往 19.7km 復 19.7km	19.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	59.128%	139,827.6km
	4	下高野 線①	新市 車庫	モーター物産 館・君田・ 中央病院	三次 工業 団地	363 日	1,017.0 回	往 42.0km 復 42.0km	42.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 18.9km 復 18.9km	18.9km	55.000%	85,428.0km
	5	下高野 線②	新市 車庫	竹地谷・三 次・中央 病院	三次 工業 団地	242 日	242.0 回	往 49.8km 復 49.8km	49.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 33.0km 復 33.0km	33.0km	33.734%	24,103.2km
合計		系統						往 154.9km 復 139.9km	154.8km	往 19.7km 復 19.7km	19.7km	往 51.9km 復 51.9km	51.9km		289,604.4km

補助 ブロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補 助ブロック市区 町村外乗入部 分以外に係るも の	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ラ以下の額: ワ	ト	ト×ラ以上の 額:カ	ワ－カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
山陽	1	3,042,590 円	105円.43銭	1,438,992 円	1,603,598 円	1,603,598 円	1,603千円	801.5 千円		
	2	2,600,138 円	56円.07銭	654,000 円	1,946,138 円	1,946,138 円	1,946千円	973.0 千円		
		3,328,819 円	56円.07銭	837,282 円	2,491,537 円	2,491,537 円	2,491千円	1,245.5 千円		
	3	31,170,368 円	85円.03銭	11,889,540 円	19,280,828 円	11,400,367 円	11,400千円	5,700.0 千円		
	4	19,043,609 円	26円.38銭	2,253,590 円	16,790,019 円	9,234,510 円	9,234千円	4,617.0 千円		
	5	5,373,085 円	26円.38銭	635,842 円	4,737,243 円	1,598,061 円	1,598千円	799.0 千円		
合計		64,558,609円		17,709,246円	46,849,363円	28,274,211円	28,272千円	14,136千円	17,607千円	14,136千円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ヲーカ＝ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の 者」の具体的 概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	1,603,598 円										
	2	1,946,138 円										
		2,491,537 円										
	3	19,280,828 円										
	4	16,790,019 円										
	5	4,737,243 円										
合計		46,849,363円	32,713,363円	0円	%	32,713,363円	100 %	0円	%	0円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間※) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+(g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当た り経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = ノ
山陽	1	90円. 11銭	100円. 18銭	99円. 92銭	5.45 %	105円. 43銭
	2	52円. 56銭	63円. 58銭	54円. 32銭	3.20 %	56円. 07銭
	3	87円. 84銭	85円. 70銭	85円. 95銭	▲ 1.07 %	85円. 03銭
	4,5			26円. 38銭	0.00 %	26円. 38銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	備北交通株式会社	平成28年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ← 自 家 用 有 償 旅 客 運 送 →					
	営業収益	689,981 千円	営業外収益	1,914 千円	経常収益(イ)	691,895 千円
	営業費用	960,941 千円	営業外費用	857 千円	経常費用(ロ)	961,799 千円
	営業損益	▲ 270,960 千円	営業外損益	1,056 千円	経常損益	▲ 269,903 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		4,244,404.2 km			経常収支率	71.93 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	709,473 千円	営業外収益	1,948 千円	経常収益(イ')	711,421 千円
	営業費用	945,675 千円	営業外費用	5,464 千円	経常費用(ロ')	951,139 千円
	営業損益	▲ 236,202 千円	営業外損益	▲ 3,515 千円	経常損益	▲ 239,717 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		4,116,534.1 km			経常収支率	74.79 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	691,531 千円	営業外収益	3,741 千円	経常収益(イ'')	695,272 千円
	営業費用	954,342 千円	営業外費用	2,492 千円	経常費用(ロ'')	956,835 千円
	営業損益	▲ 262,811 千円	営業外損益	1,249 千円	経常損益	▲ 261,562 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		4,085,476.4 km			経常収支率	72.66 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
山陽	234円.20銭	231円.05銭	226円.60銭	▲ 1.63%
	円 銭	円 銭	円 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	222円.92銭	337円.25銭	222円.92銭	163円.01銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外の キロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル	ヌ	ル		
山陽	1	三次町 循環	三次	三次町 循環	三次	364 日	2,912.0 回	往 4.7km 復 0.0km	(平均) 4.7km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.000%	13,686.4km
	2	南畑敷 町循環	三次	南畑敷 町循環	三次	364 日	2,912.0 回	往 10.2km 復 0.0km	10.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	29,702.4km
	3	赤名線	花栗 口	赤名・ 布野・ 三次駅	三次 中央 病院	364 日	1,456.0 回	往 48.2km 復 48.1km	48.1km	往 19.7km 復 19.7km	19.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	59.128%	140,212.8km
	4	下高野 線①	新市 車庫	モモ・物産 館・若田・ 中央病院	三次 工業 団地	364 日	1,022.0 回	往 42.0km 復 42.0km	42.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 18.9km 復 18.9km	18.9km	55.000%	85,848.0km
	5	下高野 線②	新市 車庫	竹地谷・三 次・中央病 院	三次 工業 団地	243 日	243.0 回	往 49.8km 復 49.8km	49.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 33.0km 復 33.0km	33.0km	33.734%	24,202.8km
合計		系統						往 154.9km 復 139.9km	154.8km	往 19.7km 復 19.7km	19.7km	往 51.9km 復 51.9km	51.9km		293,652.4km

補助 ブロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補 助ブロック市区 町村外乗入部 分以外に係るも の	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額: ワ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
山陽	1	3,050,972 円	105円.43銭	1,442,957 円	1,608,015 円	1,608,015 円	1,608千円	804.0 千円		
	2	6,621,259 円	56円.07銭	1,665,413 円	4,955,846 円	4,955,846 円	4,955千円	2,477.5 千円		
	3	31,256,237 円	85円.03銭	11,922,294 円	19,333,943 円	11,431,773 円	11,431千円	5,715.5 千円		
	4	19,137,236 円	26円.38銭	2,264,670 円	16,872,566 円	9,279,911 円	9,279千円	4,639.5 千円		
	5	5,395,288 円	26円.38銭	638,469 円	4,756,819 円	1,604,665 円	1,604千円	802.0 千円		
合計		65,460,992円		17,933,803円	47,527,189円	28,880,210円	28,877千円	14,438千円	17,607千円	14,438千円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ヤー=カム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の 者」の具体的 概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	1,608,015 円										
	2	4,955,846 円										
	3	19,333,943 円										
	4	16,872,566 円										
	5	4,756,819 円										
合計		47,527,189円	33,089,189円	0円	%	33,089,189円	100 %	0円	%	0円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+(g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当 り経常収益 g×(1+(h÷2)) ² = j
山陽	1	90円. 11銭	100円. 18銭	99円. 92銭	5.45 %	105円. 43銭
	2	52円. 56銭	63円. 58銭	54円. 32銭	3.20 %	56円. 07銭
	3	87円. 84銭	85円. 70銭	85円. 95銭	▲ 1.07 %	85円. 03銭
	4,5			26円. 38銭	0.00 %	26円. 38銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	備北交通株式会社	平成29年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ← 自 家 用 有 償 旅 客 運 送 →					
	営業収益	689,981 千円	営業外収益	1,914 千円	経常収益(イ)	691,895 千円
	営業費用	960,941 千円	営業外費用	857 千円	経常費用(ロ)	961,799 千円
	営業損益	▲ 270,960 千円	営業外損益	1,056 千円	経常損益	▲ 269,903 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		4,244,404.2 km			経常収支率	71.93 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	709,473 千円	営業外収益	1,948 千円	経常収益(イ')	711,421 千円
	営業費用	945,675 千円	営業外費用	5,464 千円	経常費用(ロ')	951,139 千円
	営業損益	▲ 236,202 千円	営業外損益	▲ 3,515 千円	経常損益	▲ 239,717 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		4,116,534.1 km			経常収支率	74.79 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	691,531 千円	営業外収益	3,741 千円	経常収益(イ'')	695,272 千円
	営業費用	954,342 千円	営業外費用	2,492 千円	経常費用(ロ'')	956,835 千円
	営業損益	▲ 262,811 千円	営業外損益	1,249 千円	経常損益	▲ 261,562 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		4,085,476.4 km			経常収支率	72.66 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
山陽	234円.20銭	231円.05銭	226円.60銭	▲ 1.63%
	円 銭	円 銭	円 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	222円. 92銭	337円.25銭	222円.92銭	163円.01銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外の キロ程の比率	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル	ヌ	ル		
山陽	1	三次町 循環	三次	三次町 循環	三次	363 日	2,904.0 回	往 4.7km 復 0.0km	(平均) 4.7km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100.000%	13,648.8km
	2	南畑敷 町循環	三次	南畑敷 町循環	三次	363 日	2,904.0 回	往 10.2km 復 0.0km	10.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	29,620.8km
	3	赤名線	花栗 口	赤名・ 布野・ 三次駅	三次 中央 病院	363 日	1,452.0 回	往 48.2km 復 48.1km	48.1km	往 19.7km 復 19.7km	19.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	59.128%	139,827.6km
	4	下高野 線①	新市 車庫	モモモ・物産 館・若田・ 中央病院	三次 工業 団地	363 日	1,018.0 回	往 42.0km 復 42.0km	42.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 18.9km 復 18.9km	18.9km	55.000%	85,512.0km
	5	下高野 線②	新市 車庫	竹地谷・三 次・中央病 院	三次 工業 団地	243 日	243.0 回	往 49.8km 復 49.8km	49.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 33.0km 復 33.0km	33.0km	33.734%	24,202.8km
合計		系統						往 154.9km 復 139.9km	154.8km	往 19.7km 復 19.7km	19.7km	往 51.9km 復 51.9km	51.9km		292,812.0km

補助 ブロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補 助ブロック市区 町村外乗入部 分以外に係るも の	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額: ワ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
山陽	1	3,042,590 円	105円.43銭	1,438,992 円	1,603,598 円	1,603,598 円	1,603千円	801.5 千円		
	2	6,603,068 円	56円.07銭	1,660,838 円	4,942,230 円	4,942,230 円	4,942千円	2,471.0 千円		
	3	31,170,368 円	85円.03銭	11,889,540 円	19,280,828 円	11,400,367 円	11,400千円	5,700.0 千円		
	4	19,062,335 円	26円.38銭	2,255,806 円	16,806,529 円	9,243,590 円	9,243千円	4,621.5 千円		
	5	5,395,288 円	26円.38銭	638,469 円	4,756,819 円	1,604,665 円	1,604千円	802.0 千円		
合計		65,273,649円		17,883,645円	47,390,004円	28,794,450円	28,792千円	14,396千円	17,607千円	14,396千円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ヤー=カム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	1,603,598 円										
	2	4,942,230 円										
	3	19,280,828 円										
	4	16,806,529 円										
	5	4,756,819 円										
合計		47,390,004円	32,994,004円	0円	%	32,994,004円	100 %	0円	%	0円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{\div 2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当 り経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
山陽	1	90円. 11銭	100円. 18銭	99円. 92銭	5.45 %	105円. 43銭
	2	52円. 56銭	63円. 58銭	54円. 32銭	3.20 %	56円. 07銭
	3	87円. 84銭	85円. 70銭	85円. 95銭	▲ 1.07 %	85円. 03銭
	4,5	26円. 38銭	26円. 38銭	26円. 38銭	0.00 %	26円. 38銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	NPO法人元氣むらさき	平成27年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 — 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	141 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	141 千円
	営業費用	1,295 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	1,295 千円
	営業損益	▲ 1,154 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 1,154 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス提供 時間(ニ)	384.0 時間		経常収支率	10.88 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	3,372円.39銭	2,841円.11銭	2,841円.11銭	367円.18銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	1回当たりサービス提供時 間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助ブ ロック 市区町村外乗入 部分に係るサービス 提供時間	補助ブロック外乗り 入れ部分及び同一 補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分 以外のサービス提 供時間の比率 (リー(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス 提供時間 ワ
			発地	営業 区域	着地							
山陽	6	上地区	作木 町	作木町	布野 町	44 日	132.0 回	1.5 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	198.0 時間
	7	中地区	作木 町	作木町	布野 町	50 日	250.0 回	1.3 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	325.0 時間
	8	下地区	作木 町	作木町	布野 町	48 日	96.0 回	2.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	192.0 時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統							4.8 時間	0.0 時間	0.0 時間		715.0 時間

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	タのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラの うちいずれ か少ないほ うの額)
		ト×ワ以下の額: カ	チ×ワ以上の額: コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
山陽	6	562,539円	72,701円	489,838円	489,838円	489千円	244.5 千円		
	7	923,360円	119,333円	804,027円	804,027円	804千円	402.0 千円		
	8	545,493円	70,498円	474,995円	474,995円	474千円	237.0 千円		
合計		2,031,392円.	262,532円.	1,768,860円.	1,768,860円.	1,767 千円	883 千円	17,607 千円	883 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概 要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	6	595,032 円										
	7	976,693 円										
	8	577,000 円										
		円										
合計		2,148,725 円	1,265,725 円		%	1,265,725円	100 %		%	0円	0 %	

- (1) 記載要領
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
 - 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
 - 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
 - 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）＋（1日あたり平均待機時間／1日あたり運行回数）】により算出すること。
 - 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
 - 「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
 - 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
 - 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
 - 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
 - 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	NPO法人元氣むらさき	平成28年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 — 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	141 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	141 千円
	営業費用	1,295 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	1,295 千円
	営業損益	▲ 1,154 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 1,154 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス提供 時間(ニ)	384.0 時間		経常収支率	10.88 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	3,372円.39銭	2,841円.11銭	2,841円.11銭	367円.18銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	1回当たりサービス提供時 間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助ブ ロック 市区町村外乗入 部分に係るサービス 提供時間	補助ブロック外乗り 入れ部分及び同一 補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分 以外のサービス提 供時間の比率 (リー×ヌ＋ル)÷リ＝ヲ	計画サービス 提供時間 ワ
			発地	営業 区域	着地							
山陽	6	上地区	作木 町	作木町	布野 町	45 日	135.0 回	1.5 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	202.5 時間
	7	中地区	作木 町	作木町	布野 町	51 日	255.0 回	1.3 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	331.5 時間
	8	下地区	作木 町	作木町	布野 町	49 日	98.0 回	2.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	196.0 時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統							4.8 時間	0.0 時間	0.0 時間		730.0 時間

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	タのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラの うちいずれ か少ないほ うの額)
		ト×ワ以下の額: カ	チ×ワ以上の額: コ	カーヨ＝タ	タ×ヲ＝ツ	ネ	ネ×1/2＝ナ	ラ	ム
山陽	6	575,324円	74,353円	500,971円	500,971円	500千円	250.0 千円		
	7	941,827円	121,720円	820,107円	820,107円	820千円	410.0 千円		
	8	556,857円	71,967円	484,890円	484,890円	484千円	242.0 千円		
合計		2,074,008円.	268,040円.	1,805,968円.	1,805,968円.	1,804 千円	902 千円	17,607 千円	902 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概 要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	6	608,555 円										
	7	996,227 円										
	8	589,021 円										
		円										
合計		2,193,803 円	1,291,803 円		%	1,291,803円	100 %		%	0円	0 %	

- (1) 記載要領
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
 - 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
 - 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
 - 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）＋（1日あたり平均待機時間／1日あたり運行回数）】により算出すること。
 - 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
 - 「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
 - 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
 - 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
 - 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
 - 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	NPO法人元氣むらさき	平成29年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 — 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	141 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	141 千円
	営業費用	1,295 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	1,295 千円
	営業損益	▲ 1,154 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 1,154 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス提供 時間(ニ)	384.0 時間		経常収支率	10.88 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	3,372円.39銭	2,841円.11銭	2,841円.11銭	367円.18銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	1回当たりサービス提供時 間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助ブ ロック 市区町村外乗入 部分に係るサービス 提供時間	補助ブロック外乗り 入れ部分及び同一 補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分 以外のサービス提 供時間の比率 (リー(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス 提供時間
			発地	営業 区域	着地							
山陽	6	上地区	作木 町	作木町	布野 町	45 日	135.0 回	1.5 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	202.5 時間
	7	中地区	作木 町	作木町	布野 町	48 日	240.0 回	1.3 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	312.0 時間
	8	下地区	作木 町	作木町	布野 町	49 日	98.0 回	2.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	196.0 時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統							4.8 時間	0.0 時間	0.0 時間		710.5 時間

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	タのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラの うちいずれ か少ないほ うの額)
		ト×ワ以下の額: カ	チ×ワ以上の額: コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
山陽	6	575,324円	74,353円	500,971円	500,971円	500千円	250.0 千円		
	7	886,426円	114,560円	771,866円	771,866円	771千円	385.5 千円		
	8	556,857円	71,967円	484,890円	484,890円	484千円	242.0 千円		
合計		2,018,607円.	260,880円.	1,757,727円.	1,757,727円.	1,755 千円	877 千円	17,607 千円	877 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ホ×ワ－ヨ＝ウ	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ウ－ム＝ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概 要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	6	608,555 円										
	7	937,625 円										
	8	589,021 円										
		円										
合計		2,135,201 円	1,258,201 円		%	1,258,201円	100 %		%	0円	0 %	

- (1) 記載要領
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
 - 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
 - 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
 - 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）＋（1日あたり平均待機時間／1日あたり運行回数）】により算出すること。
 - 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
 - 「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
 - 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
 - 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
 - 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
 - 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	三次市
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	44,675
交通不便地域	56,605

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
56,605	三次市(全域)	過疎地域自立促進特別措置法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

人口集中地区以外及び交通不便地域



人口集中地区

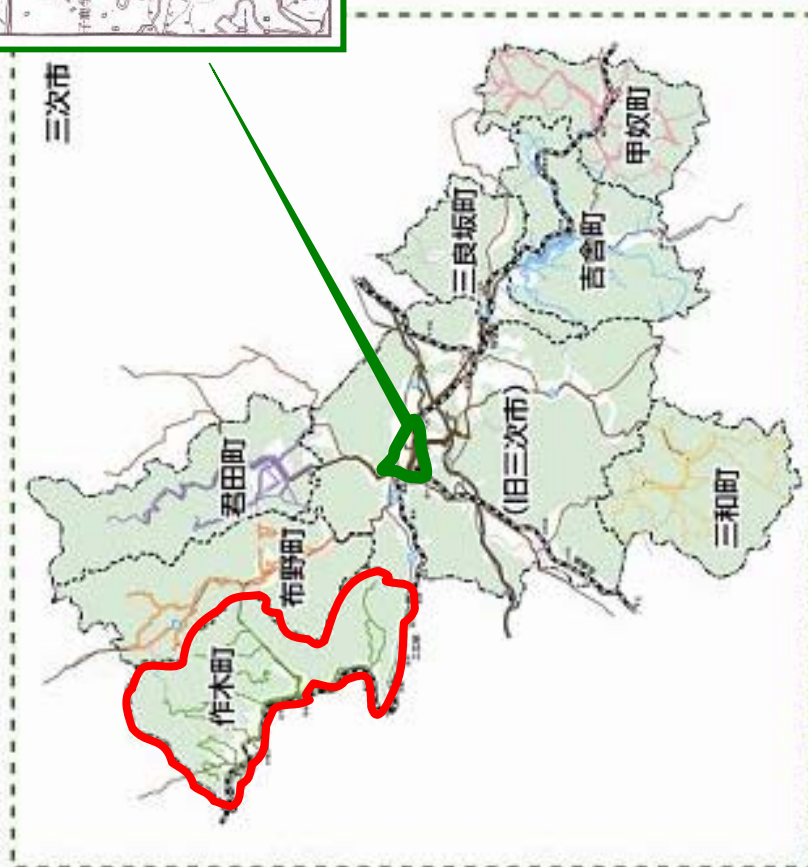
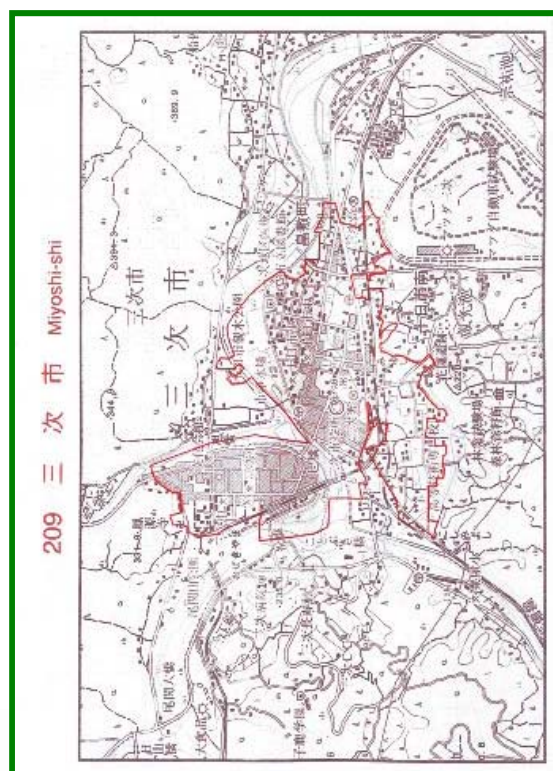


表6 車両の取得計画の概要

【平成27年度】

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
広島県 三次市	備北交通株式会社	1 両	1,856

表6 車両の取得計画の概要

【平成28年度】

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
広島県 三次市	備北交通株式会社	1 両	1,106

表6 車両の取得計画の概要

【平成29年度】

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
広島県 三次市	備北交通株式会社	1 両	812

車両購入後の乗合バス事業用車両の状況

事業者名：備北交通株式会社

平成27年9月30日現在

前年度末車両数 (平成26年9月30日現在)	購入等車両数		廃車等車両数	計
	補助対象車両	補助対象外車両		
67		3	3	67
		平均車令 (単位:年)		10.6

- ※1 購入等車両数・廃車等車両数は平成27年度補助対象期間における導入・廃車等の車両数を記載
 ※2 購入等車両とは購入、リース、他事業からの転用等を問わず、乗合事業用として使用することとなった車両をいう
 ※3 廃車等車両とは抹消、売り払い、他事業への転用等を問わず、乗合事業用として使用しなくなった車両をいう
 ※4 平均車令は廃車等車両の平均車令及び平成26年9月30日現在の在籍車両の平均車令を小数点1位まで記載

車両購入後の乗合バス事業用車両の状況

事業者名： 備北交通株式会社

平成28年9月30日現在

前年度末車両数 (平成27年9月30日現在)	購入等車両数		廃車等車両数	計
	補助対象車両	補助対象外車両		
67		3	2	68
		平均車令 (単位:年)		10.7

- ※1 購入等車両数・廃車等車両数は平成27年度補助対象期間における導入・廃車等の車両数を記載
 ※2 購入等車両とは購入、リース、他事業からの転用等を問わず、乗合事業用として使用することとなった車両をいう
 ※3 廃車等車両とは抹消、売り払い、他事業への転用等を問わず、乗合事業用として使用しなくなった車両をいう
 ※4 平均車令は廃車等車両の平均車令及び平成26年9月30日現在の在籍車両の平均車令を小数点1位まで記載

車両購入後の乗合バス事業用車両の状況

事業者名：備北交通株式会社

平成29年9月30日現在

前年度末車両数 (平成28年9月30日現在)	購入等車両数		廃車等車両数	計
	補助対象車両	補助対象外車両		
68		3	2	69
		平均車令 (単位:年)		10.5

- ※1 購入等車両数・廃車等車両数は平成27年度補助対象期間における導入・廃車等の車両数を記載
 ※2 購入等車両とは購入、リース、他事業からの転用等を問わず、乗合事業用として使用することとなった車両をいう
 ※3 廃車等車両とは抹消、売り払い、他事業への転用等を問わず、乗合事業用として使用しなくなった車両をいう
 ※4 平均車令は廃車等車両の平均車令及び平成26年9月30日現在の在籍車両の平均車令を小数点1位まで記載

表 7 車両の取得を行う事業者

事業者名	備北交通株式会社
------	----------

2年目以降(平成 27 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金	
			申請番号	初年度
山陽	26-1	赤名線	3	3

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額＝ナ 前年度7(2年目のみ)の額＝ラ (定率法) ラ×(0.5or0.4)＝ム (定額法)ラ×0.2＝ム	普通償却限度額	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	国庫補助金 内定申請額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格 (円) ラ－マ＝フ 5,400,000
26-1	15,000,000	9,000,000		3,600,000	4,560,000	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	
計								3,600,000	1,800	

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間(月) 36	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エの5%のうち低い方の率 (%) テ	補助対象経費 7	国庫補助金 内定申請額(千円) 7×1/2＝サ
			(自)	(至)				
26-1	15,000,000		9	20	1.20%	112,691	56.3	千円
計	15,000,000					112,691円	56	千円

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋7	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ＋サ	負担者とその負担割合									
		補助ブロック名	申請番号	市区町村	その他の者	事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要			
		山陽	26-1	山陽	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合
3,712	1,856				％	％	％	％	％	％	％
合計					％	％	％	％	％	％	％

2年目以降(平成 28 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金	
			申請番号	申請年度
山陽	26-1	赤名線	3	3

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	しとこのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)	*残存価格(円)
3	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	2,736,000	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
計									2,160,000	1,080	

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	国庫補助金 内定申請額(千円)
			(自)	(至)				
3	15,000,000	36	21	32	1.20%	1.20%	53,080 円	26.5 千円
計	15,000,000						53,080円	26千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金内定申請額(千円)
マ+7	ケ+サ
2,213	1,106

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						その他の者の負担割合
		市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	
山陽	26-1	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

みよし市街地循環バスくるるん 時刻表

平成27年4月1日現在

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
三次	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
三次駅前	9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01
上原西	9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02
岡竹口	9:03	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03
南畑敷町	9:04	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04
南大下	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05
RCC中継所前	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06
水明園前	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07
麻原	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08
畠敷	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09
塩迫	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10
畠敷	9:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11
八次駅前	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12
生協団地入口	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13
三次高校前	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14
上原	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15
上原北	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17
JA三次	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18
三次医療センター	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19
市立図書館前	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20
三次市防災センター	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20
三次市民ホール	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24
上原西	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27
三次駅前	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28
三次	9:29	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29
三次	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30
NTT前	9:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31
三次市役所	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32
巴橋	9:33	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33
住吉神社	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35
三次資料館前	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36
本通り	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37
商工会議所前	9:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38
三次中学校前	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40
三次小学校前	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41
稲荷町	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42
巴橋西詰	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43
西町	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46
プラザ前	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48
三次駅前	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51
三次	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52

赤名線時刻表

飯南町・美郷町・作木町・布野町
(頓原・赤名・伊賀和志・作木・布野)

～三次 時刻表

H25.4.1開始・改正
備北交通株式会社

頓原・赤名・都賀・伊賀和志・作木・布野 → 三次

運行日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	月～土	毎日
行先・方面	中三 次 病 方 院 面	工三 次 業 団 地 面	中三 次 病 方 院 面	工三 次 業 団 地 面	中三 次 病 方 院 面	中三 次 病 方 院 面	中三 次 病 方 院 面
停留所名							
花栗口	6:33		8:33		13:33		17:33
頓原	6:35		8:35		13:35		17:35
田鍛橋	6:36		8:36		13:36		17:36
琴弾山	6:37		8:37		13:37		17:37
高津屋橋	6:40		8:40		13:40		17:40
佐見権現	6:41		8:41		13:41		17:41
下三田市国道	6:44		8:44		13:44		17:44
来島	6:45		8:45		13:45		17:45
上来島	6:47		8:47		13:47		17:47
中城子	6:49		8:49		13:49		17:49
荒神	6:51		8:51		13:51		17:51
赤名	6:54		8:54		13:54		17:54
赤名上町	6:54		8:54		13:54		17:54
板屋橋	6:55		8:55		13:55		17:55
呑谷	6:56		8:56		13:56		17:56
保育所前	6:57		8:57		13:57		17:57
栗屋谷	6:58		8:58		13:58		17:58
陣屋	6:58		8:58		13:58		17:58
北ノ上	6:59		8:59		13:59		17:59
横谷	7:02		9:02		14:02		18:02
室下	7:03		9:03		14:03		18:03
坂根下	7:04		9:04		14:04		18:04
吉谷口	7:05		9:05		14:05		18:05
石貝	7:06		9:06		14:06		18:06
天狗橋	7:08		9:08		14:08		18:08
奥の迫	7:09		9:09		14:09		18:09
宗貞	7:10		9:10		14:10		18:10
明谷	7:11		9:11		14:11		18:11
下ヶ原	7:11		9:11		14:11		18:11
開明橋	7:12		9:12		14:12		18:12
湯谷橋	7:13		9:13		14:13		18:13
常盤橋	7:13		9:13		14:13		18:13
都賀都橋	↓		↓		↓	14:57	↓
伊賀和志上	↓	6:55	↓	11:55	↓	15:15	↓
谷地	↓	6:57	↓	11:57	↓	15:13	↓
大津両国橋	↓	7:00	↓	12:00	↓	15:20	↓
羽須美支所	↓	7:05	↓	12:05	↓	15:25	↓
作木診療所前	↓	7:18	↓	12:18	↓	15:38	↓
作木支所前	↓	7:21	↓	12:21	↓	15:41	↓
学校前(作木)	↓	7:23	↓	12:23	↓	15:43	↓
便坂	7:14	7:34	9:14	12:34	14:14	15:54	18:14
便坂口	7:15	7:35	9:15	12:35	14:15	15:55	18:15
上布野	7:16	7:36	9:16	12:36	14:16	15:56	18:16
二井殿	7:17	7:37	9:17	12:37	14:17	15:57	18:17
柳田橋	7:18	7:38	9:18	12:38	14:18	15:58	18:18
下布野	7:19	7:39	9:19	12:39	14:19	15:59	18:19
伊木谷	7:20	7:40	9:20	12:40	14:20	16:00	18:20
大谷	7:21	7:41	9:21	12:41	14:21	16:01	18:21
河戸	7:22	7:42	9:22	12:42	14:22	16:02	18:22
山家口	7:22	7:42	9:22	12:42	14:22	16:02	18:22
小松原	7:23	7:43	9:23	12:43	14:23	16:03	18:23
宇遠木	7:25	7:45	9:25	12:45	14:25	16:05	18:25
下三原	7:26	7:46	9:26	12:46	14:26	16:06	18:26
郷川	7:28	7:48	9:28	12:48	14:28	16:08	18:28
白山橋	7:29	7:49	9:29	12:49	14:29	16:09	18:29
中所	7:31	7:51	9:31	12:51	14:31	16:11	18:31
尾関公園	7:32	7:52	9:32	12:52	14:32	16:12	18:32
三次中央病院	7:33	7:53	9:33	12:53	14:33	16:13	18:33
三次中学校前	7:34	7:54	9:34	12:54	14:34	16:14	18:34
三次小学校前	7:35	7:55	9:35	12:55	14:35	16:15	18:35
稲荷町	7:36	7:56	9:36	12:56	14:36	16:16	18:36
巴橋西詰	7:37	7:57	9:37	12:57	14:37	16:17	18:37
巴橋	7:38	7:58	9:38	12:58	14:38	16:18	18:38
三次市役所	7:39	7:59	9:39	12:59	14:39	16:19	18:39
NTT前	7:40	8:00	9:40	13:00	14:40	16:20	18:40
三次バスセンター	7:41	↓	9:41	↓	14:41	↓	18:41
三次駅前	7:42	8:01	9:42	13:01	14:42	16:21	18:42
上原西	7:43	8:02	9:43	13:02	14:43	16:22	18:43
十日市南	7:46	8:05	9:46	13:05	14:46	16:25	18:46
三次ロイヤルホテル前	7:47	8:06	9:47	13:06	14:47	16:26	18:47
成光団地入口	7:47	8:06	9:47	13:06	14:47	16:26	18:47
門田口	7:49	8:08	9:49	13:08	14:49	16:28	18:49
三次中央病院	7:51	8:10	9:51	13:10	14:51	16:30	18:51
三次工業団地	止	8:15	止	13:15	止	止	止

備北交通株式会社・本社 〒727-0011 広島県庄原市東本町三丁目1番16号

三次 → 頓原・赤名・都賀・伊賀和志・作木・布野

運行日	毎日	毎日	毎日	月～土	毎日	毎日	毎日
行先・方面	頓原 方面	作木 方面	頓原 方面	都賀 方面	頓原 方面	伊賀和志 方面	頓原 方面
停留所名							
三次工業団地		10:30					17:30
三次中央病院	7:00	10:35	12:00	12:55	16:00		18:00
門田口	7:02	10:37	12:02	12:57	16:02		18:02
成光団地入口	7:04	10:39	12:04	12:59	16:04		18:04
三次ロイヤルホテル前	7:04	10:39	12:04	12:59	16:04		18:04
十日市南	7:05	10:40	12:05	13:00	16:05		18:05
上原西	7:08	10:43	12:08	13:03	16:08		18:08
三次駅前	7:09	10:44	12:09	13:04	16:09		18:09
三次バスセンター	7:10	↓	12:10	↓	16:10	↓	18:10
NTT前	7:11	10:45	12:11	13:05	16:11		18:11
三次市役所	7:12	10:46	12:12	13:06	16:12		18:12
巴橋	7:13	10:47	12:13	13:07	16:13		18:13
巴橋西詰	7:14	10:48	12:14	13:08	16:14		18:14
稲荷町	7:15	10:49	12:15	13:09	16:15		18:15
三次小学校前	7:16	10:50	12:16	13:10	16:16		18:16
三次中学校前	7:17	10:51	12:17	13:11	16:17		18:17
三次太才町	7:18	10:52	12:18	13:12	16:18		18:18
尾関公園	7:19	10:53	12:19	13:13	16:19		18:19
中所	7:20	10:54	12:20	13:14	16:20		18:20
白山橋	7:22	10:56	12:22	13:16	16:22		18:22
郷川	7:23	10:57	12:23	13:17	16:23		18:23
下三原	7:25	10:59	12:25	13:19	16:25		18:25
宇遠木	7:26	11:00	12:26	13:20	16:26		18:26
小松原	7:28	11:02	12:28	13:22	16:28		18:28
山家口	7:29	11:03	12:29	13:23	16:29		18:29
河戸	7:29	11:03	12:29	13:23	16:29		18:29
大谷	7:30	11:04	12:30	13:24	16:30		18:30
伊木谷	7:31	11:05	12:31	13:25	16:31		18:31
下布野	7:32	11:06	12:32	13:26	16:32		18:32
柳田橋	7:33	11:07	12:33	13:27	16:33		18:33
二井殿	7:34	11:08	12:34	13:28	16:34		18:34
上布野	7:35	11:09	12:35	13:29	16:35		18:35
便坂口	7:36	11:10	12:36	13:30	16:36		18:36
便坂	7:37	11:11	12:37	13:31	16:37		18:37
学校前(作木)	↓	11:22	↓	13:42	↓	18:22	↓
作木支所前	↓	11:24	↓	13:44	↓	18:24	↓
作木診療所前	↓	11:27	↓	13:47	↓	18:27	↓
大津両国橋	↓	11:35	↓	13:55	↓	18:35	↓
羽須美支所	↓	11:40	↓	14:00	↓	18:40	↓
谷地	↓	11:48	↓	14:08	↓	18:48	↓
伊賀和志上	↓	11:50	↓	14:10	↓	18:50	↓
都賀都橋	止	止	止	14:28	止	止	止
常盤橋	7:38		12:38	止	16:38		18:38
湯谷橋	7:38		12:38	止	16:38		18:38
開明橋	7:39		12:39	止	16:39		18:39
下ヶ原	7:40		12:40	止	16:40		18:40
明谷	7:40		12:40	止	16:40		18:40
宗貞	7:41		12:41	止	16:41		18:41
奥の迫	7:42		12:42	止	16:42		18:42
天狗橋	7:43		12:43	止	16:43		18:43
石貝	7:45		12:45	止	16:45		18:45
吉谷口	7:46		12:46	止	16:46		18:46
坂根下	7:47		12:47	止	16:47		18:47
室下	7:48		12:48	止	16:48		18:48
横谷	7:49		12:49	止	16:49		18:49
北ノ上	7:52		12:52	止	16:52		18:52
陣屋	7:53		12:53	止	16:53		18:53
栗屋谷	7:53		12:53	止	16:53		18:53
保育所前	7:54		12:54	止	16:54		18:54
呑谷	7:55		12:55	止	16:55		18:55
板屋橋	7:56		12:56	止	16:56		18:56
赤名上町	7:57		12:57	止	16:57		18:57
赤名	7:58		12:58	止	16:58		18:58
荒神	8:00		13:00	止	17:00		19:00
中城子	8:02		13:02	止	17:02		19:02
上来島	8:04		13:04	止	17:04		19:04
来島	8:06		13:06	止	17:06		19:06
下三田市国道	8:07		13:07	止	17:07		19:07
佐見権現	8:10		13:10	止	17:10		19:10
高津屋橋	8:11		13:11	止	17:11		19:11
琴弾山	8:14		13:14	止	17:14		19:14
田鍛橋	8:15		13:15	止	17:15		19:15
頓原	8:16		13:16	止	17:16		19:16
花栗口	8:18		13:18	止	17:18		19:18

備北交通株式会社・本社 TEL(0824)72-2122 三次営業所 TEL(0824)63-1777

※1/1, 1/2運休

■備北交通(株)運行 路線バス下高野線ダイヤ

平成26年3月31日まで						
下 高 野 線	高野～三次					
	往	新市車庫	モーモー物産館	三次BC	中央病院	工業団地
	①	7:00	7:24	7:52	8:01	8:06
	②	8:30	8:54	9:22	9:31	9:36
	③	13:00	13:24	13:52	14:01	14:06
	④	16:00	16:24	16:52	17:01	17:06
	三次～高野					
	復	工業団地	中央病院	三次BC	モーモー物産館	新市車庫
	①	11:20	11:25	11:35	12:04	12:26
	②	13:20	13:25	13:35	14:04	14:26
	③	16:20	16:25	16:35	17:04	17:26
	④	17:20	17:25	17:35	18:04	18:26
※松江道経由(高野～三次東) 月～土 4往復 日・祝 2往復						
変 更 (平成26年4月1日～)						
	高野～(君田町, 三次町経由)～三次					
	往	新市車庫	モーモー物産館	櫃田口	中央病院	工業団地
	①	7:00	7:24	7:29	8:05	8:10
	②	13:00	13:24	13:29	14:05	14:10
	③	16:00	16:24	16:29	17:05	17:10
	三次～(三次町, 君田町経由)～高野					
	復	工業団地	中央病院	櫃田口	モーモー物産館	新市車庫
	①	11:20	11:25	12:01	12:08	12:30
	②	13:20	13:25	14:01	14:08	14:30
	③	17:30	17:35	18:11	18:18	18:40
※高野～(松江道経由)～口和IC～君田町, 三次町～三次 月～土 3往復 日・祝 2往復						
	高野～(口和町竹地谷経由)～三次					
	往	新市車庫	中竹地	モーモー物産館	中央病院	工業団地
	①	8:30	9:00	9:12	9:49	9:54
	三次～(口和町竹地谷経由)～高野					
	復	工業団地	中央病院	モーモー物産館	中竹地	新市車庫
	①	16:20	16:25	17:04	17:14	17:43
	※高野～(口和町経由)～口和IC～(松江道経由)～三次 月～金 1往復					
	※12/30, 12/31, 1/3, 8/14, 8/15 日祝ダイヤ					
	※1/1, 1/2 運休					



七〇二二〇二便運行予定時刻

* 予約の状況でお受けできない場合や時間変更、ルート変更等がありますがご理解、ご協力の程を宜しくお願いいたします。

【凡例】

【予約電話番号】

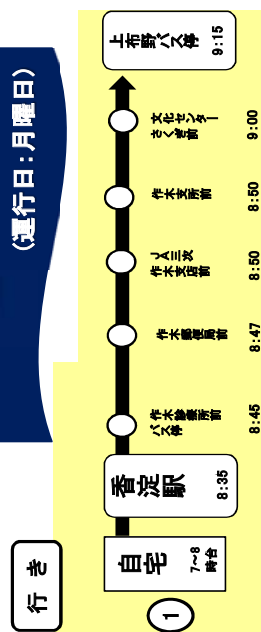
片道300円
55-2928
(予約時間9時~17時)

路線バスやJRとの乗り継ぎが便利な乗車場所

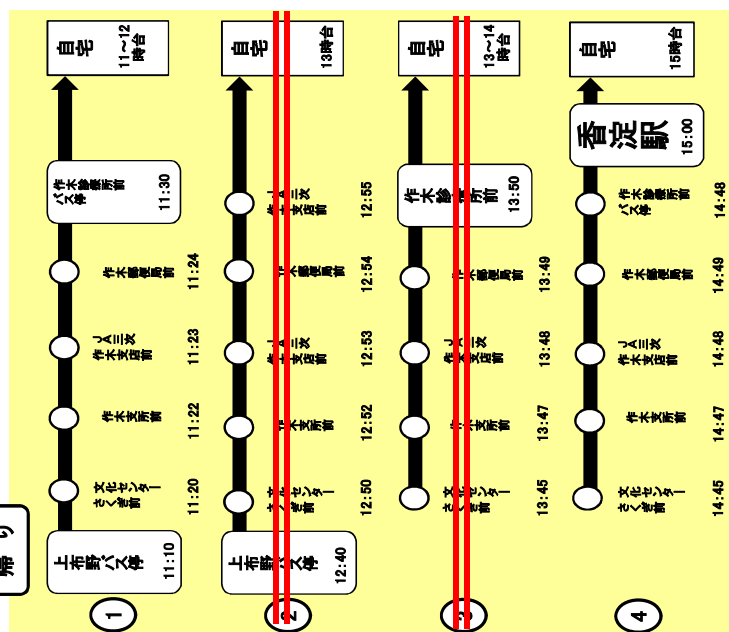
とくせニコニコ便 運行予定時刻
(予約者の人数によって時間は前後します)

(予約者の人数によって時間は前後します)

(運行日:月曜日)



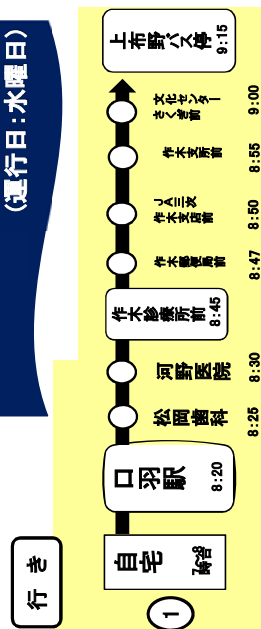
り帰



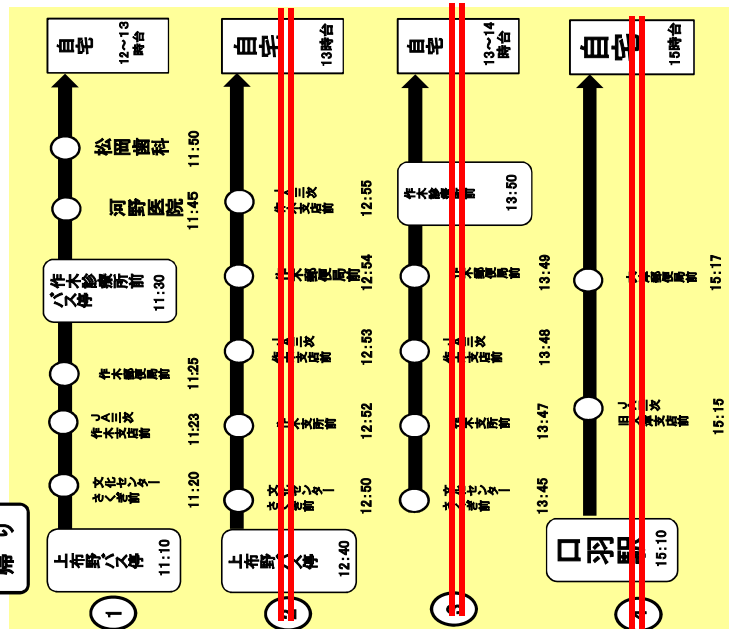
さくせニコニコ便 運行予定時刻
(予約者の人数によって時間は前後します)

予約者の人数によって時間は前後します)

(運行日:水曜日)



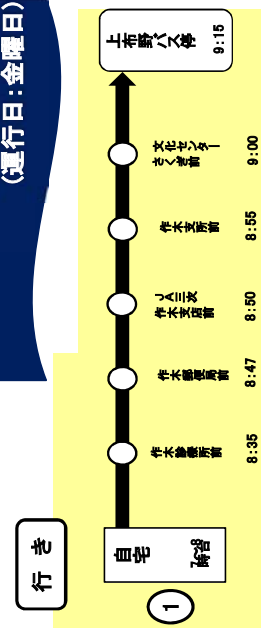
【帰



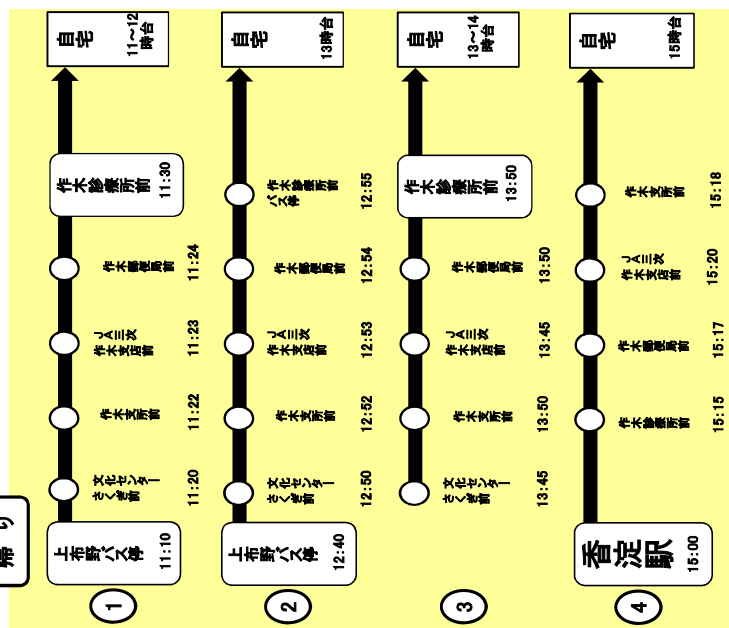
たくさんココ便 運行予定時刻
(予約者の人数によって時間は前後します)

(予約者の人数によって時間は前後します)

(運行日:



【**い**】



三次市街地方面からのお帰りの際、

①便は路線バス作木線、②便は路線バス赤名線、③は路線バス作木線、④便はJR三江線をご利用ください。

運行系統図(下高野線)



■新市車庫～(松江道)～口和モーター～三次東JCT～三次センター～三次工業団地 (キロ程45.8km…うち三次市16.8km 庄原市29.0km)	45.8km	1'04分	現行	4.0回	4.0回	2.0回
①新市車庫～(松江道)～口和モーター～(一般道君田)～三次センター～三次工業団地 (キロ程42.0km…うち三次市23.1km 庄原市18.9km)	42.0km	1'10分	変更	3.0回	3.0回	2.0回
②新市車庫～(一般道竹地)～口和モーター～三次東JCT～三次センター～三次工業団地 (キロ程49.8km…うち三次市16.8km 庄原市33.0km)	49.8km	1'21分	変更	1.0回 平日	0.0回 土曜	0.0回 日祝